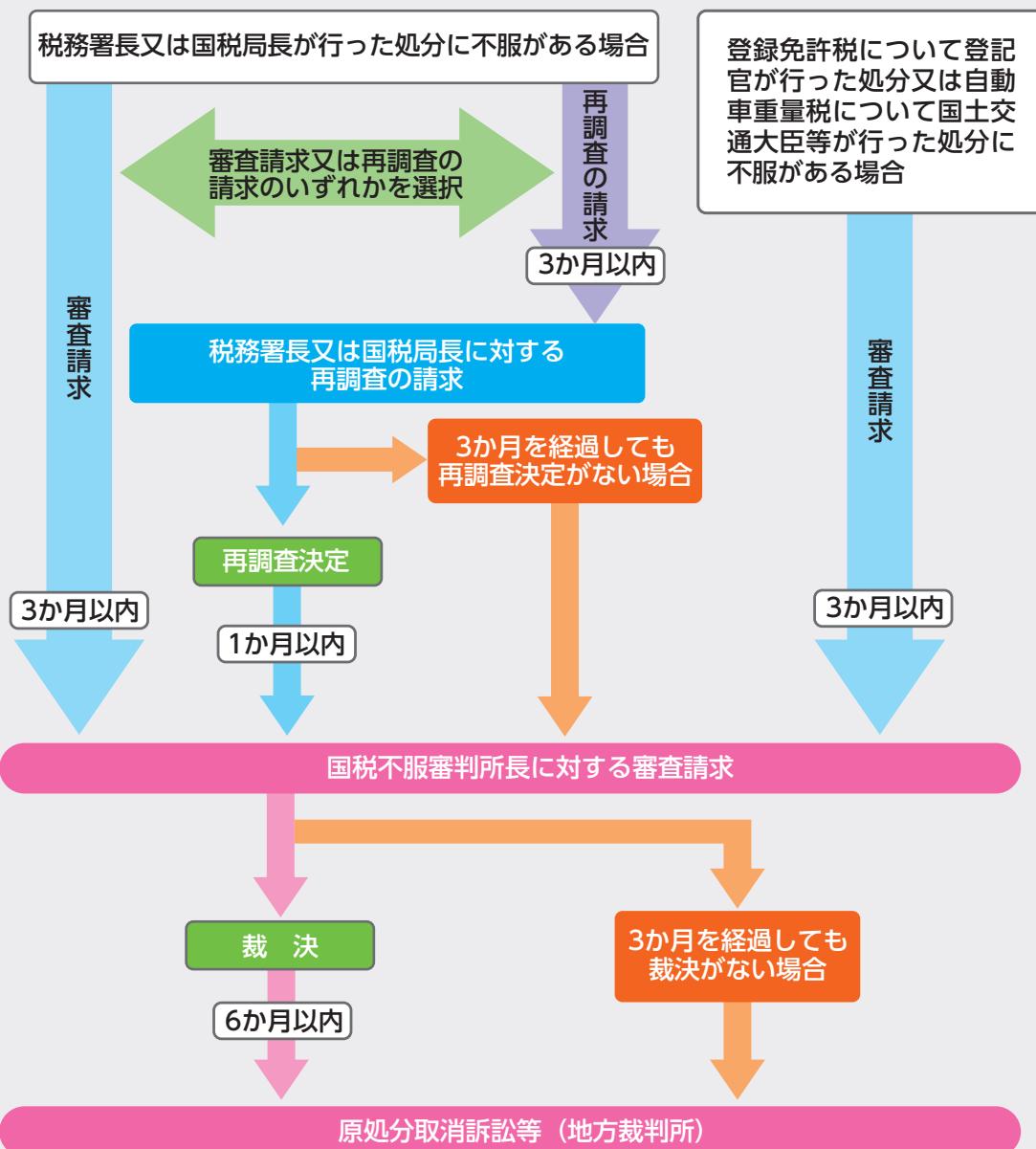


## ～国税に関する不服申立制度～

納稅者は、税務署長などが行った課税処分や滞納処分に不服があるときは、処分の取消しなどを求めて不服を申し立てることができます。この不服申立制度は納稅者の正当な権利や利益を簡易かつ迅速に救済するための手続であり、処分に対して不服がある納稅者は、裁判所に訴訟を提起する前に、まずこの不服申立てを行うことを原則としています（不服申立前置主義）。

不服申立てには、税務署長などに対する再調査の請求と、国税不服審判所長に対する審査請求とがあり、納稅者はそのいずれかを選択して行うことができます。また、再調査の請求を選択した場合でも、その再調査の請求についての決定後の処分になお不服があるときには審査請求を行うことができます。

### ■ 国税に関する不服申立制度の概要



## (1) 再調査の請求

### ～簡易・迅速かつ公正な手続による権利救済～

再調査の請求は、税務署長などが自らの処分を見直すものであり、簡易・迅速かつ公正な手続により、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的とするものであることから、再調査の請求がされた場合、税務署長などは、納税者の主張に十分耳を傾け、公正な立場で調査・審理を行い、適正かつ迅速に処理できるよう努めています。

## (2) 審査請求

### ～公正な第三者的機関による権利救済～

審査請求は、(1)の再調査の請求を経ずに行うことができ、また、再調査の請求を行った場合は、その決定後の処分になお不服があるときに行うことができます。

国税不服審判所は、納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを使命とし、公正な第三者的立場で審査請求に対する裁決を行う機関です。国税不服審判所長をはじめ、東京及び大阪支部の首席国税審判官などの主要な役職には、裁判官や検察官の職にあった者を任用しており、また、国税審判官に、税理士や弁護士などの職にあった民間の専門家を特定任期付職員として採用しています。

審査請求がされた場合には、主張の整理・争点の明確化をした上で、審査請求人や税務署長などから提出された証拠書類等の内容を十分に検討するとともに、自ら調査を行うことにより、適正かつ迅速に処理するよう努めています。

なお、国税不服審判所長は、国税庁長官通達に示された法令解釈に拘束されることなく裁決をすることができ、裁決は、税務署長などが行った処分より納税者に不利益になることはありません。また、裁決は、行政部内における最終判断であるため、税務署長などは、仮にこれに不服があったとしても訴訟を提起することはできません。

※ 国税庁長官が行った処分に不服がある場合には、国税庁長官に対して審査請求を行うこととなります。

## (3) 訴訟

### ～司法による救済～

納税者は、国税不服審判所長の裁決を経た後、なお不服があるときは、裁判所に対して訴訟を提起して司法による救済を求めるすることができます。

## 納税者からの苦情などへの対応

国税庁に対しては、処分に対する不服申立てだけではなく、職員の応対や調査の仕方など税務行政全般について、納税者から不平や不満、困りごとの相談などが寄せられることがあります。国税庁は、このような納税者の様々な苦情などに正面から対応し、税務行政に生かしていくことが、納税者の理解と信頼を得るために不可欠であると考え、納税者の視点に立って迅速かつ的確な対応に努めています。また、平成13(2001)年7月からは納税者支援調整官を置き、納税者の権利、利益に影響を及ぼす処分に係る苦情について、権利救済手続を説明するなど適切に対応しています。

## (4) 権利救済の状況

～再調査の請求は原則3か月以内、審査請求は原則1年以内に処理～

### イ 再調査の請求

- 目標** 国税庁、国税局及び税務署では、再調査の請求の標準審理期間を3か月と定め、原則3か月以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績** 令和元(2019)年度における再調査の請求の3か月以内の処理件数割合は91.1%となっています。  
なお、同年度における再調査の請求処理件数は1,513件(課税関係1,389件、徴収関係124件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより納稅者の主張の全部又は一部が認められた割合は12.4%です。

### ロ 審査請求

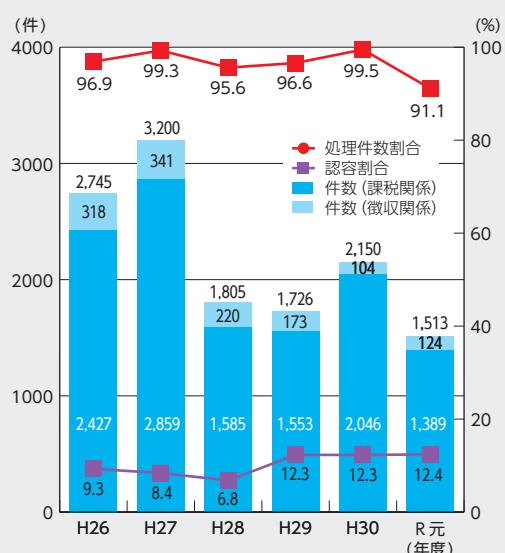
- 目標** 国税庁及び国税不服審判所では、審査請求の標準審理期間を1年と定め、原則1年以内にその処理を終えるよう努めています。
- 実績** 令和元(2019)年度における審査請求の1年以内の処理件数割合は98.0%となっています。  
なお、同年度における審査請求処理件数は2,846件(課税関係2,736件、徴収関係110件)で、このうち新たな事実が把握されたことなどにより請求の全部又は一部が認められた割合は13.2%です。

### ハ 訴訟

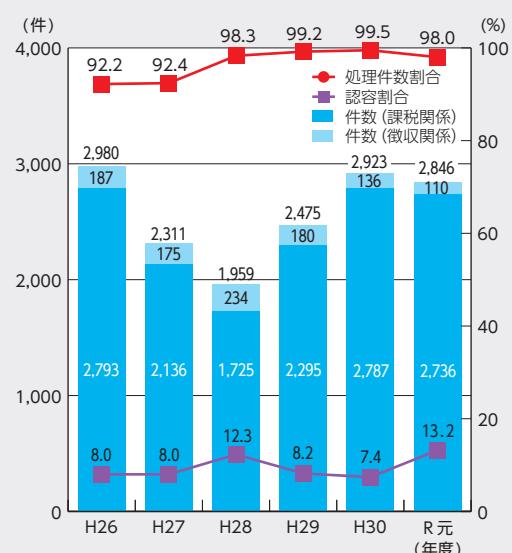
訴訟については、令和元(2019)年度における終結件数は216件(課税関係178件、徴収関係37件、審判所関係1件)であり、このうち納稅者の請求の全部又は一部が認められた割合は9.7%となっています。

\* 権利救済制度に関する納稅者の理解をより深めていただくため、国税不服申立制度の改正リーフレット、再調査の請求、審査請求及び訴訟の概要、裁決事例などの情報を、国税庁ホームページや国税不服審判所ホームページ(<https://www.kfs.go.jp>)などを通じて提供しています。

■ 再調査の請求の3か月以内の  
処理件数割合と再調査の請求処理件数



■ 審査請求の1年以内の処理件数割合と  
審査請求処理件数



\*1 計数は、令和2(2020)年4月末の速報値です。

\*2 処理件数割合は、相互協議事案、公訴関連事案、国際課税事案を除いて算出しています。

\*3 平成27(2015)年度以前については、改正前の「異議申立て」の処理件数及び処理件数割合となります。

\*1 計数は、令和2(2020)年4月末の速報値です。

\*2 平成29(2017)年度以降の処理件数割合は、相互協議事案や公訴関連事案など、審理を留保すべき事由が生じた事案の留保期間等を除いて算出しています。

コラム  
8

## 国税不服審判所設立50周年～半世紀 変わらぬ使命 これからも～

国税不服審判所は、昭和45(1970)年5月に、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う国税庁の附属機関(現在は特別の機関)として設立され、令和2(2020)年5月に50周年を迎えました。

「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する」という行政不服審査法の趣旨を踏まえ、国税不服審判所は、「税務行政部内における公正な第三者的機関として、適正かつ迅速な事件処理を通じて納税者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資する」ことを使命としています。

このため、設立当初より一貫して、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の3点を事務運営の基本方針に掲げ、国税不服審判所設立以来、約27万件の審査請求事件を処理してきました。

国税不服審判所の裁決は、原則として非公開ですが、先例となるような裁決事例については、審査請求人等の秘密保持にも十分配慮しながら、参考判例などを付記するなどして国税不服審判所ホームページに掲載・公表しています。

さらに、審理の中立性・公正性を向上させる観点から、事件を担当する国税審判官の半数程度を、弁護士や税理士、公認会計士などの民間専門家から特定任期付職員として登用しています。国税不服審判所では、このような多様な人的構成の組織であることを最大限生かし、幅広い視点、多角的な観点から議論を尽くすなど、充実した審理を行っています。

国税不服審判所は、国民からの更なる信頼と評価が得られるよう、ICTの利活用などにより事務を効率化し、合議の充実、裁決の質的向上を図るなど、一層、納税者利便の向上や適正かつ迅速な裁決の実現に向けて努力と工夫を積み重ねています。

これまでの取組状況や設立50周年記念行事・特集記事などについて、国税不服審判所ホームページ(<https://www.kfs.go.jp>)に掲載していますので、ご覧ください。

## ■ 国税不服審判所50年の歩み

年月	出来事	年月	出来事
昭45. 3 5	国税通則法の一部を改正する法律の公布 国税不服審判所設立	平14. 4	国税不服審判所ホームページに公表裁決事例、裁決要旨検索システムを掲載
昭46. 5	「裁決事例集」創刊	平16. 9	審査請求のe-Tax利用が開始
昭47. 5	国税不服審判所沖縄事務所が開設	平19. 7	国税審判官(特定任期付職員)の登用開始
昭54. 3	「裁決事例要旨集」創刊	平23. 4	審判の透明性確保のための施策の導入
昭59. 7	国家行政組織法等の改正により、国税庁の「附属機関」から「特別の機関」となる	平25. 7	国税審判官(特定任期付職員)が50名となる
平3. 4	消費税に係る審査請求事件が発生	平26. 4	国税通則法第99条(国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決)の改正が施行
平11. 10	国税不服審判所ホームページ開設	平28. 4	不服申立てに係る国税通則法の改正が施行